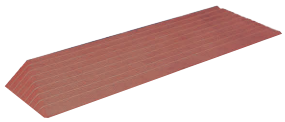
福祉用具貸与と販売の選択制

「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」の一部の福祉用具について福祉用具貸与(レンタル)と特定福祉用具販売のいずれかをご利用者が選択できるようになりました。(令和６年４月改正)

選択制の対象となる福祉用具

※商品画像は一例です。

貸与種目	詳　細	ポイント	対　象	対象外
スロープ 選択制	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの	便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは対象外	 固定用スロープ	
歩行器 選択制	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器	車輪・キャスターが付いている歩行車は対象外		
歩行補助つえ 選択制	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る	松葉づえは対象外	 単点杖  多点杖	 松葉づえ

選択制＝本カタログ内でこのアイコンが記載されている商品が対象商品です。

レンタルと購入の違い

	レンタルの場合	購入の場合
費用(負担額)	レンタル料金の自己負担額分を支払い。 短期間利用の場合、購入よりも費用を抑えられる。	特定福祉用具販売の自己負担分で支払い。 長期間利用の場合、レンタルよりも費用を抑えられる。
商品の状態	洗浄、消毒の実施後、点検、修理を行ったレンタル品。	新品。
商品の劣化や故障時	商品の修理や交換等の費用は、レンタル事業者が負担。 ※利用者に故意・過失がある場合を除く。	商品の修理や消耗部品の購入等にかかる費用は、ご利用者と事業者の個別契約に基づき決定。 ※修理や部品の購入方法は事業者にお問い合わせください。
利用終了後	レンタル事業者が回収に訪問。	自治体のルールに従ってご利用者が処分。

選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数

対象福祉用具	平均的な利用月数
固定用スロープ	13.2ヶ月
歩行器	11.0ヶ月
単点杖	14.6ヶ月
多点杖	14.3ヶ月

(出典：介護保険総合データベース)

例：歩行補助つえ　【レンタル】1,000円/月(非課税)
　　【購　　入】22,000円(非課税)

自己負担割合1割の場合、レンタル料金は100円/月、購入は2,200円となり、23ヶ月(1年11ヶ月)以上使用することで、レンタルよりも購入の方が費用を抑えることができます。